



三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。

以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

● ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興 (条例第13条関係)

◇ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術力の向上を支援 【三重県工業研究所(059-234-0407)】

产学研官が連携する研究会を設置し、新技術導入の取組による県内企業の基盤技術力の向上や、技術相談、可能性試験、共同研究、依頼試験、機器開放など、企業の課題解決に向けて段階的なきめ細かい支援を行います。

● サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興 (条例第14条関係)

◇みえ地域コミュニティ応援ファンド助成金 【三重県産業支援センター(059-228-3585)】

県内に主たる事務所・事業所を有する創業者や新事業を行おうとする中小企業・小規模企業等が、新たな「地域資源を活用するビジネス」を創出していくために必要な、初期段階の必要経費に対して支援します。

● 小規模企業に対する支援 (条例第15条関係)

◇よろず支援拠点 【三重県産業支援センター内 (059-228-3326)】

中小企業・小規模企業等の売上拡大、経営改善、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します（相談無料）。

また、県内各地で定期出張相談会を開催しています。開催日時や場所等、詳細は上記の電話番号までお問い合わせください。

● 三重県版経営向上計画の認定等 (条例第16条関係)

◇各段階に応じた企業の計画を認定 【三重県産業支援センター(059-253-4355)】

中小企業・小規模企業のやる気を引き出すために、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、お近くの商工団体が支援します。

三重県版経営向上計画について

売上げを伸ばして、従業員の給料を上げたい…
事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい…

ステップ2
実施計画を立てる！

ステップ3
本格的に実行する！

■計画の本格的実行をサポート

・三重県中小企業融資制度（みえ経営向上支援資金、小規模事業資金（みえ経営向上支援扱い））

・みえ地域コミュニティ応援ファンドにおける優遇措置

・小規模企業者等設備貸与制度における優遇措置

■計画づくりをサポート

経営指導員等が、事業者と対話しながら、計画作成を後押しする。

■実施計画の実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣（サービス産業等の小規模企業現場改善支援、3回まで）

日本政策金融公庫のまち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度
(各融資制度に定める利率-0.1%) の対象になります。

● 人材の育成及び確保 (条例第17条関係)

◇ 食・観光産業におけるホスピタリティ人材の育成・確保 [中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2227)]

食・観光関連のサービス業等に従事される方を対象に、「おもてなし経営」等の知識・技能の習得を目的とした講義や実技指導等による連続講座を開催するとともに、優良サービスを展開している企業等での短期間のOJTを実施します。

◇ プロフェッショナル人材の雇用支援 [三重県産業支援センター内 (059-253-3888)]

「攻めの経営」への転換と、新たな戦略の実現に不可欠となるプロフェッショナル人材の採用を支援します。

● 資金供給の円滑化 (条例第18条関係)

◇ 中小企業金融対策 [中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2447)]

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。

(主な融資制度)・小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき…小規模事業資金

・小規模事業資金の借換を希望するとき…………… 小規模借換資金

・小規模事業者が小口資金を希望するとき…………… 小規模事業者小口資金

● 創業及び第二創業の促進／事業承継への支援 (条例第19条・第20条関係)

◇ 創業活動への融資 [中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2447)]

新たな県内雇用の場の創出のため、創業活動を支援する「創業・再挑戦アシスト資金」の融資を行います。

◇ 事業引継ぎ支援センター [三重県産業支援センター内 (059-253-3154)]

中小企業・小規模企業の事業引継ぎ、譲渡・譲受に関する相談に専門家がきめ細かくアドバイスを行います。相談は無料、秘密厳守、お気軽にご相談ください。

● 販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進 (条例第21条関係)

◇ 特許出願を通じた海外での市場開拓を支援 [三重県産業支援センター (059-349-2205)]

県内事業者の競争力強化に資することを目的に、外国の特許出願費用等の一部を補助します。

◇ リーディング産業展の開催 [ものづくり推進課 (059-224-2393)]

県内で事業展開する企業等の製品や技術を一堂に展示し、ビジネスマッチングを行う産業展を開催します。

(平成29年10月27日(金)～28日(土) 四日市ドーム)

◇ 国内外における三重県フェア等の開催 [三重県営業本部担当課 (059-224-2386)]

国内(首都圏、関西圏)、海外(台湾、ベトナム、香港など)において「食」を中心とする三重の魅力を情報発信する観光物産展(三重県フェア等)を開催します。

◇ 県産品の輸出拡大の支援 [中小企業・サービス産業振興課 (059-224-2458)]

県産品の輸出拡大に向けた研修会の開催や物産展・商談会への出展、海外からのバイヤーの招へい、海外の販路開拓に戦略的に取り組む事業者を対象に海外での営業活動への支援に取り組みます。

◇ 首都圏営業拠点「三重テラス」の活用 [三重県営業本部担当課 (059-224-2386)]

首都圏の消費者・バイヤーに、商品や食材の魅力を発信する場を提供するほか、消費者ニーズや販売情報のフィードバックなど、企業のマーケティング活動に対する支援を行います。

● 情報の提供及び顕彰 (条例第22条関係)

◇ 三重のおもてなし経営企業選 [ものづくり推進課 (059-224-2393)]

社員と地域、そして顧客の三つに対する「おもてなし」を実践することで、すばらしい経営を行っている県内の中小企業・小規模企業を表彰します。